

「医療施設調査」の実施の必要性

医療施設調査は、全国の病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査という。」）を3年ごとに実施するとともに、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査という。」）を毎月実施している。

静態調査は、調査時点で開設しているすべての医療施設を対象に調査を実施しており、動態調査は、静態調査の結果に医療施設の開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、10月1日から1年間の調査である。

静態調査は、医療制度改革のための基礎資料や診療報酬改定のための基礎資料等として幅広く利用されている。動態調査についても、医療施設の状況を常時確実に把握することは、医療行政に不可欠の要素であることから、毎月実施しているところであり、他の統計調査等で代替することはできず、また、その結果は医療行政を進めていく上での基礎資料等として幅広く利用されているところである。

加えて、厚生労働省等が実施する他の統計調査が標本抽出を行うための母集団情報としても利用されている。

以上のことから、医療施設調査は、その実施が必要不可欠なものとなっている。